様式第5号(第51条関係)(1)

健康診断個人票(雇入時)

氏名		生年月日	年　月　日	健診年月日	年　月　日
		性別	男・女	年齢	歳

業務歴		血圧 (mmHg)			
既往歴		貧血検査	血色素量 (g／dl)		
			赤血球数 (万／mm³)		
自覚症状		肝機能検査	GOT (IU／l)		
			GPT (IU／l)		
			γ—GTP (IU／l)		
他覚症状		血中脂質検査	LDLコレステロール (mg／dl)		
			HDLコレステロール (mg／dl)		
			トリグリセライド (mg／dl)		
		血糖検査 (mg／dl)			
身長 (cm)		尿検査	糖	－＋卄卄	
			蛋白(たんぱく)	－＋卄卄	
体重 (kg)		心電図検査			
BMI					
腹囲 (cm)		その他の法定検査			
視力 右	( )				
左	( )	その他の検査			
聴力 右 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	医師の診断			
4000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
左 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	健康診断を実施した医師の氏名			
4000Hz	1 所見なし 2 所見あり	医師の意見			
胸部エックス線検査	直接 間接 撮影 年 月 日	意見を述べた医師の氏名			
		歯科医師による健康診断			
フィルム番号	No.	歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名			
備考		歯科医師の意見			
		意見を述べた歯科医師の氏名			

備　考

1　労働安全衛生規則第43条、第47条若しくは第48条の雇入時の健康診断又は労働安全衛生法第66条第4項の健康診断を行つたときに用いること。

2　BMIは、次の算式により算出すること。

$$BMI = \frac{体\ 重(kg)}{身\ 長(m)^2}$$

3　「視力」の欄は、矯正していない場合は(　)外に、矯正している場合は(　)内に記入すること。

4　「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。

5　「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。

6　「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

7　「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。

8　「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

様式第5号(第51条関係) (2) (表面)

健 康 診 断 個 人 票

氏名		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
		性別	男 ・ 女		

健診年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年齢	歳	歳	歳	歳	歳
他の法定特殊健康診断の名称					
業務歴					
既往歴					
自覚症状					
他覚症状					
身長 (cm)					
体重 (kg)					
BMI					
腹囲 (cm)					
視力 右	( )	( )	( )	( )	( )
視力 左	( )	( )	( )	( )	( )
聴力 右 1000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
聴力 右 4000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
聴力 左 1000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
聴力 左 4000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
聴力 検査方法	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他
胸部エックス線検査	直接 間接 撮影 年 月 日	直接 間接 撮影 年 月 日	直接 間接 撮影 年 月 日	直接 間接 撮影 年 月 日	直接 間接 撮影 年 月 日
フィルム番号	No.	No.	No.	No.	No.
喀痰(かくたん)検査					
血圧 (mmHg)					
貧血検査 血色素量 (g／dl)					
貧血検査 赤血球数 (万／mm^3)					
肝機能検査 GOT (IU／l)					
肝機能検査 GPT (IU／l)					
肝機能検査 γ—GTP (IU／l)					
血中脂質検査 LDLコレステロール(mg／dl)					
血中脂質検査 HDLコレステロール(mg／dl)					
血中脂質検査 トリグリセライド(mg／dl)					
血糖検査 (mg／dl)					
尿検査 糖	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄
尿検査 蛋白(たんぱく)	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄
心電図検査					

様式第5号(第51条関係) (2) (裏面)

健診年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
その他の法定検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名					
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名					
歯科医師の意見					
意見を述べた歯科医師の氏名					
備考					

備考

1 労働安全衛生規則第44条、第45条、第47条若しくは第48条の健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行つたときに用いること。

2 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになつている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。

(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. 石綿 8. じん肺)

3 BMIは、次の算式により算出すること。

$$BMI = \frac{体重(kg)}{身長(m)^2}$$

4 「視力」の欄は、矯正していない場合は( )外に、矯正している場合は( )内に記入すること。

5 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第4項の規定により医師が適当と認める方法により行つた聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。

6 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働局長の指示を受けて行つた健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。

7 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。

8 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

9 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。

10 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

様式第5号(第51条関係)　(3)

海外派遣労働者健康診断個人票(派遣前・帰国後)

氏名		生年月日	年　月　日	健診年月日	年　月　日
		性別	男・女	年齢	歳

業務歴		血圧 (mmHg)		
既往歴		貧血検査	血色素量 (g／dl)	
			赤血球数 (万／mm³)	
自覚症状		肝機能検査	GOT (IU／l)	
			GPT (IU／l)	
			γ—GTP (IU／l)	
他覚症状		血中脂質検査	LDLコレステロール (mg／dl)	
			HDLコレステロール (mg／dl)	
			トリグリセライド (mg／dl)	
身長 (cm)		血糖検査 (mg／dl)		
体重 (kg)		尿検査	糖	－＋卄卄
BMI			蛋白	－＋卄卄
腹囲 (cm)		心電図検査		

視力	右	( )	医師が必要であると認める項目	
	左	( )		
聴力	右 1000Hz	1 所見なし　2 所見あり		
	4000Hz	1 所見なし　2 所見あり		
	左 1000Hz	1 所見なし　2 所見あり		
	4000Hz	1 所見なし　2 所見あり		
胸部エックス線検査		直接　間接 撮影　年　月　日	その他の検査	
			医師の診断	
			健康診断を実施した医師の氏名	
			医師の意見	
フィルム番号		No.		
喀痰(かくたん)検査			意見を述べた医師の氏名	
備考				

備考

1　労働安全衛生規則第45条の2の健康診断を行つたときに用いること。

2　表題中「派遣前」又は「帰国後」のうち、該当するものに丸印をつけること。

3　BMIは、次の算式により算出すること。

$$BMI = \frac{体\ 重(kg)}{身\ 長(m)^2}$$

4　「視力」の欄は、矯正していない場合は(　)外に、矯正している場合は(　)内に記入すること。

5　「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。

6　「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。